

薬誤投与で死亡報告せず

川崎市立病院 医療法に違反

17年の事故

川崎市立多摩病院で2017年、別の患者に使う予定だった薬を投与された男性患者が死亡する

事故があり、病院が法律で義務づけられた第三者機関への報告をしていなかったことがわかった。

10日の川崎市議会予算審査特別委員会で、三宅隆介氏（無所属）の質問に市が明らかにした。市の指導を受け、8日に報告したという。

医療法では、「予期せぬ死亡」が起きた場合、医療機関は医療事故調査・支援センターに報告したうえで、原因を調べ、遺族やセンターに説明・報告する義務がある。

多摩病院は学校法人聖マリアンナ医科大学が指定管理者になっている。報告しなかった理由について、市の森有作・病院

局長は「遺族の了承が必要であるとの誤った認識があった」と説明した。

市によると、病院は医師法に基づき警察署への届け出はしていた。

この事故をめぐっては、県警が元臨床工学技士の男性（60代）を業務上過失致死容疑で書類送検した。元技士はその後、多摩病院を退職したという。（佐藤英法）